

第1期大樹町中小企業・小規模企業振興基本計画

令和7年1月7日策定

1 計画策定の目的

町内企業の大多数を占めている中小企業及び小規模企業（以下「中小企業等」という。）の振興は、本町の地域経済と雇用を支える担い手として重要な役割を果たしています。令和6年には、大樹町中小企業・小規模企業振興基本条例を制定したことから、当該条例に定める基本理念に基づく中小企業等の振興に関する施策を総合的に推進するため、本基本計画を策定します。

< 条例の基本理念 >

中小企業等の振興は、中小企業等が地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているという基本認識の下、中小企業者等の自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ、国、北海道その他関係機関との連携を図り、中小企業等の成長発展及びその持続的発展が図られることを旨として推進することを基本とする。

< 条例の基本理念に基づく基本的施策 >

- (1) 中小企業等の経営の安定及び経営基盤の整備に関する施策
- (2) 中小企業等の人材育成・確保及び雇用の安定に関する施策
- (3) 中小企業等の事業継承の促進に関する施策
- (4) 新事業の創出及び起業支援に関する施策
- (5) 中小企業等の資金調達の円滑化に関する施策
- (6) 中小企業等に対する支援・連携ネットワークの構築
- (7) 中小企業に関する情報の収集及び提供

2 計画の期間と位置づけ

本基本計画は、大樹町総合計画（令和6年度～令和15年度）に包括されるものであり、他の各種既存計画と相互に連携、補完しながら、計画の実効性を確保します。計画期間は、大樹町総合計画の前期実施計画に合わせ、策定の日から令和10年度までとし、必要に応じて適宜見直しを行います。

3 中小企業等の現状

(1) 大樹町商工会会員数の推移

業種	平成 30 年度末	令和元年度末	令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末	令和 5 年度末
建設業	50	49	47	48	47	45
製造業	7	7	7	7	8	9
卸売業	3	3	3	3	2	2
小売業	49	47	46	47	44	44
飲食・宿泊業	24	26	27	28	27	22
サービス業	33	34	30	31	33	32
その他	6	6	11	11	13	13
定款会員	18	17	17	18	19	19
賛助会員			1	2	2	2
計	190	189	189	195	195	188

(2) 産業別人口 (15 歳以上の就業者)

(単位 : 人)

区分		平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
総数		3,187	3,106	3,060
第一次産業	総数	1,037	980	951
	農業	901	845	832
	林業	51	31	37
	漁業	85	104	82
第二次産業	総数	561	532	582
	鉱業	1	4	1
	建設業	209	192	202
	製造業	351	336	379
第三次産業	総数	1,587	1,564	1,522
	電気・ガス・熱供給・水道料	22	24	30
	運輸・通信業	118	109	102
	卸売・小売業・飲食店	319	319	291
	金融・保険業	30	32	24
	不動産業	6	7	8
	サービス業	956	933	932
	公務（他に分類されないもの）	136	140	135
分類不能の産業		2	30	5

(国勢調査)

(3) 商業の推移

(単位 : 人、万円)

区分	総数			卸売業			小売業		
	商店数	従業者数	年間販売額	商店数	従業者数	年間販売額	商店数	従業者数	年間販売額
平成 19 年	93	395	1,095,323	13	43	163,283	80	352	932,040
平成 24 年	75	363	1,270,942	12	68	172,616	63	295	1,098,326
平成 26 年	67	316	1,340,917	13	48	134,759	54	268	1,206,338
平成 28 年	71	385	1,485,987	16	81	200,512	55	304	1,285,475
令和 3 年	70	480	1,583,030	12	72	801,534	58	408	781,496

(経済センサス・商業統計調査)

(4) 製造業の推移

(単位：人、万円)

区分	事業所数	従業者数	製造品出荷額
平成 25 年度	9	404	1,966,403
平成 29 年度	7	389	2,166,239
平成 30 年度	7	398	2,143,586
令和元年度	7	388	2,281,178
令和 3 年度	7	402	1,425,691

(経済センサス・工業統計調査)

(5) 観光協会会員数の推移

平成 30 年度末	令和元年度末	令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末	令和 5 年度末
110	110	110	110	110	117

(6) 観光入込客数の推移

(単位：千人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
入込総 数	53.2	54.5	54.3	56.5	74.9	43.1	43.5	46.0	52.7
内日帰 客	44.5	46.8	43.0	47.2	65.7	36.0	36.5	33.8	43.3
内宿泊 客	8.7	7.7	11.3	9.3	9.2	7.1	7.0	12.2	9.4
宿泊客 延数	9.5	8.5	12.4	10.5	10.2	8.0	7.6	13.3	10.4

4 具体的に実施しようとする施策（事業）

事業名	年度	事業費 (千円)	施策内容	備考
商工業振興対策事業	R6	2,866	・商工業の振興に係る一般的経費 ・とから財団運営負担金 ・新型コロナウイルス感染症対応融資資金利子補給補助金	条例基本理念(1) 町総合計画「3-4①」
	R7	1,111		
	R8	392		
	R9	392		
	R10	392		
商工指導対策事業	R6	21,481	大樹町商工会に対する運営費補助	条例基本理念(1) 町総合計画「3-4①」
	R7	21,481		
	R8	21,481		
	R9	21,481		
	R10	21,481		
TMO活動推進事業	R6	13,815	タウンマネジメント活動（主に経済センター及び道の駅の維持管理・運営経費）に対する助成	条例基本理念(1) 町総合計画「3-4②」
	R7	13,815		
	R8	13,815		
	R9	13,815		
	R10	13,815		
起業家等支援事業 (新規創業促進事業)	R6	4,700	町内で新たに事業を行う者に対する支援	条例基本理念(4) 町総合計画「3-4③」
	R7	4,000		
	R8	4,000		
	R9	4,000		
	R10	4,000		
中小企業融資資金利子補給事業	R6	172	町内中小企業の日本政策金融公庫等からの借入資金に対する利子を補給	条例基本理念(5) 町総合計画「3-4④」
	R7	172		
	R8	172		
	R9	172		
	R10	172		
中小企業特別融資資金利子等補給事業	R6	2,413	町内中小企業の町指定金融機関からの借入資金に対する利子及び保証料を補給	条例基本理念(5) 町総合計画「3-4④」
	R7	2,413		
	R8	2,413		
	R9	2,413		
	R10	2,413		

事業名	年度	事業費 (千円)	施策内容	備考
企業誘致対策 事業	R6	33	町内への企業誘致及び立地促進並びに地域産業の活性化を図るための事業	条例基本理念(4) 町総合計画「3-4⑤」
	R7	33		
	R8	33		
	R9	33		
	R10	33		
地場産業振興 奨励事業	R6	1,000	大樹町の地場産業の振興を図るために行われる事業に対して必要な経費の一部を補助	条例基本理念(4) 町総合計画「3-4⑥」
	R7	1,000		
	R8	1,000		
	R9	1,000		
	R10	1,000		
とかち勤労者 共済センター 事業	R6	234	・一般財団法人とかち勤労者共済センターに対する負担金 ・中小企業勤労者福利厚生共済加入奨励補助金	条例基本理念(2) 町総合計画「3-7②」
	R7	234		
	R8	234		
	R9	234		
	R10	234		
退職金共済制 度加入促進対 策事業	R6	504	大樹町中小企業退職金共済掛金の助成	条例基本理念(2) 町総合計画「3-7②」
	R7	504		
	R8	504		
	R9	504		
	R10	504		

5 推進体制

推進体制は、条例のとおりとします。

＜町の責務＞

町は、条例に定める基本理念に基づき、中小企業等の振興に関する施策を総合的に推進するものとする。

町は、中小企業等が豊かな地域社会づくりへの貢献や地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与していることについて、住民への理解を深めるよう努めなければならない。

町は、工事の発注、物品及び役務の調達に当たっては、公正な競争性を確保しつつ、予算の適切な執行に留意しながら、町内の中小企業等の受注機会の増大に努めるものとする。

＜中小企業者等の役割＞

中小企業者等は、経済的社会的環境変化に応じて、自らの経営基盤の強化、経営革新等に努めるものとする。

中小企業者等は、商工会への加入に努めるものとする。

中小企業者等は、地域社会を構成する一員として、地域社会との調和を図り、安心して暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

＜商工会の役割＞

商工会は、中小企業等の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、町が行う中小企業等の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとする。

＜町民の理解と協力＞

町民は、中小企業等の振興が地域経済の基盤形成と雇用環境の整備等、町民の生活の向上において重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業等の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

＜財政上の措置＞

町は、中小企業等の振興に関する施策を実施するため、必要な財政措置を講ずるよう努めるものとする。

(所管)

大樹町企画商工課商工観光係

電話 (01558) 6-2114 (直通)

電子メール shoko_kanko-kakari@town.taiki.hokkaido.jp

